

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	— (—)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	むつ市 02208
地域名 (地域内農業集落名)	大畠地区 (二枚橋、孫次郎間、湯坂下、 高橋川、小目名、堂近、 兎沢、正津川、関根橋)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	135 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	135 ha
② 田の面積	39 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	57 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	3 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	3 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区では、自家消費を除けばまとまって農地を利用しているのは、現在堂近地区周辺のみとなっており、その堂近地区でも中心となる担い手が4経営体しかなく、遊休農地の増加が懸念されている。 大畠地区では土地改良区が農道・水路の維持管理を行っているため、遊休農地であっても耕作に移行することは難しくないが、一区画が小さいため機械化にむかず、元が田であるため、排水を改善しなければ畠作は難しい。 今後規模拡大していくのであれば、土地所有者の意向を把握し、基盤整備事業を行うなどして農地の集約化を検討していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

基本的には担い手への農地集約を進めていく。新規の担い手確保に向けては、堂近地区の農地はほとんどが田であったため、そのまま水田利用として情報発信し、マッチングを図る。畠地としての利用や、機械化を伴う大規模な農業経営の申し出があった場合には、基盤整備事業の活用を検討する。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	3.8 %	将来の目標とする集積率	3.8 %
--------	-------	-------------	-------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

堂近地区で担い手への農地集積、新規就農者の就農を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用し、認定農業者、新規就農者への農地の集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

意向把握調査の結果、ほとんどの土地所有者が所有農地の今後を「わからない」と回答するか、無回答だったため、今後も所有者の意向把握につとめ、農地中間管理機構への貸付を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組

現状では基盤整備の予定はないが、一つ一つの農地が小規模、かつ水田であったため、機械等を使用した大規模農業や、畑作の要望があった際は事業を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域の農地に適した作物について、地域内外に発信し、新規就農の希望があった場合は、市、県、農協等、関係機関で必要な支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

地域内の関係機関で、適宜必要なサポートを行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①サル、カモシカなどの被害が発生した場合は、速やかに市へ情報が伝わるようにし、獣友会と連携して対処していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		水稻	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	認農A	
認農		牧草	0.06 ha	ha	牧草	0.06 ha	ha	認農B	
認農		小麦	0.3 ha	ha	小麦	0.3 ha	ha	認農C	
認農		野菜	2.3 ha	ha	野菜	2.3 ha	ha	認農D	
認農		水稻	1.5 ha	ha	水稻	1.5 ha	ha	認農E	
認農		いちご	0.1 ha	ha	いちご	0.1 ha	ha	認農F	
認農		野菜	0.3 ha	ha	野菜	0.3 ha	ha	認農G	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	7経営体		5.26 ha	0 ha		5.26 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。